

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年9月17日)

[件 名]

- 令和6年度版鳥取県環境白書の公表について
(環境立県推進課)・・・2
- 山陰海岸ジオパーク世界再認定審査結果について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・5
- 淀江産業廃棄物管理型最終処分場に係る要望について
(循環型社会推進課)・・・6
- 令和6年度犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会の開催について
(くらしの安心推進課)・・・7
- 西部総合事務所環境建築局における個人情報漏えいについて
(西部環境建築局)・・・8

生活環境部

令和6年度版鳥取県環境白書の公表について

令和6年9月17日
環境立県推進課

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の令和5年度の取組の成果、令和6年度の取組内容をとりまとめた令和6年度版環境白書を作成し、ホームページで公表したのでその概要を報告する。

1 令和5年度の主な目標達成状況・成果(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロ社会の実現への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の食べ残し持ち帰りキャンペーン、小売店の手前どり普及・促進モデル事業等の実施により、県民の食品ロス削減の気運が高まり、参加店等の取組推進や、食べきり協力店の登録数の増加の後押しとなった。 【食べきり協力店の登録数】 133件 (R4年度) ⇒ 195件 (R5年度) ○ プラごみゼロへの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・マイボトル運動やプラスチック・フィッシング事業等の実施により、県民のプラごみゼロの気運が高まり、プラごみ削減取組企業の登録数の増加の後押しとなった。 【プラごみ削減取組企業の登録数】 58件 (R4年度) ⇒ 62件 (R5年度) ○ 廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロポスターコンクール等による県民の意識啓発、市町村のプラごみ分別収集の実証実験等に対する支援のほか、産業廃棄物の多量排出事業者等に減量・リサイクルを働きかけた。 ・一般廃棄物(ごみ)の排出量は横ばい。リサイクル率は、全国的にも高い水準にある。 【一人一日あたり(ごみ)排出量】 1,001g/人 (R3年度) ⇒ 990g/人 (R4年度) 【一般廃棄物のリサイクル率】 28.5% (R3年度) ⇒ 28.3% (R4年度) 全国平均:19.6%(R4年度) 【産業廃棄物のリサイクル率】 78.9%(R3年度) ⇒ 73.3%(R4年度) 全国平均:54.7%(R4年度)
II 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・第2庁舎ほか 11箇所の県有施設の照明設備をLED化し、年間約700千kWh(CO2排出量換算で年間約378トン)の電力量削減につなげた。 ・県内学生をCOP28に派遣し、パビリオンでの発表や海外先進自治体との意見交換を通じて2050年の脱炭素社会実現に向けて中心となるユース世代の育成を進めた。 【温室効果ガスの総排出量(CO2換算)】 3,523千トン (R3年度) ⇒ 3,460千トン(R4年度) ○ 再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・使用電力全てを再エネで賄うコンサート、スポーツ大会等を開催し、来場した約6,500人の7割がアンケートで「再エネを導入してみたい」と回答するなど、再エネの導入に対する理解が進んだ。 【需要電力における再生可能エネルギーの割合】 39.4% (R3年度) ⇒ 41.3%(R4年度) ○ とっとり健康省エネ住宅の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・新築木造戸建て住宅に占めるとっとり健康省エネ住宅の着工割合は昨年度から順調に増え、住宅の省エネ化が進んだ。 ・とっとり健康省エネ住宅の基準を満たす民間集合住宅、町営住宅が初めて完成した。 【健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合】 31% (R4年度) ⇒ 38%(R5年度) 【既存住宅の省エネ改修補助実績(Re NE-ST)】 10件 (R4年度) ⇒ 9件 (R5年度)
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体が取り組む自然共生サイトの認定や認定後の活動を支援するとともに、県としても「県立大山オオタカの森」の認定を受けるなど、生物多様性の保全・再生に向けた取組を進めた。【自然共生サイトの認定地区数・面積】 3地区・139ha (R5年度) ○ 豊かな自然がもたらす恵みの持続的な利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ジオパークトレイルやシーカヤック等の自然体験活動の推進、情報発信の強化や民間事業者等が行うジオパーク活動への支援により、山陰海岸ジオパークエリアの活性化・認知度向上を進めるとともに、再認定審査に向け準備を進めた。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・「星取県フォーラム」や「まちなか星空観察会」を開催して星空環境への関心を高めるとともに、光害対策型防犯灯の設置等を支援し、美しい星空環境の保全を促進した。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ アダプトプログラム、CSR等の多様な環境保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの地域住民や企業等にアダプトプログラムやCSRに参加いただけるよう積極的な情報発信を行い、地域全体で環境保全活動を通じた協働を進めた。 【三湖沼アダプトプログラム参加者数】 1,932人 (R4年度) ⇒ 2,388人 (R5年度) 【鳥取砂丘ボランティア除草参加者数】 2,373人 (R4年度) ⇒ 3,057人 (R5年度) 【中海・宍道湖一斉清掃参加者数】 6,048人 (R4年度) ⇒ 7,033人 (R5年度)

2 令和6年度の主な取組(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロ社会の実現への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、手前どりの普及・促進のモデル事業等の食品ロス削減に重点化した取組を継続するとともに、新たに、事業系一般廃棄物の多量排出者等への専門家派遣事業を実施する。 ○ プラごみゼロへの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの資源循環を推進するため、マイボトル運動、プラごみゼロに係る取組の支援、市町村のプラごみ分別収集の実証実験等に対する支援などを、継続して実施する。
II 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・再配達に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、市町村と協調して置き配 BOX の設置を支援するとともに、運輸事業者が設置する共同置き配ステーションの利用促進を図る。 ・COP28 の派遣学生を中心に「県内学生ネットワーク」を新たに設立し、国内外の先進自治体の学生との意見交換を通じて知見を深め、県内外のイベント(自主企画も含む)において地球温暖化対策について普及啓発を図る。 ○ 再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害等による大規模停電に備え、再エネを活用した体験型防災訓練(キャンプ)を実施し、太陽光発電による避難所生活や EV 電源を活用した炊き出し等を通じて再エネがもたらすレジリエンス機能について理解促進を図る。 ○ とっとり健康省エネ住宅、ZEB の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の「とっとり健康省エネ住宅」の普及・認知度向上を促進し、住宅の省エネ化や県民の健康増進を図る。 ・住宅以外の省エネ化を進めるため、中規模建築物の ZEB 新築をモデル的に支援するとともに、技術者の養成や断熱仕様・設備機器の設計事例を公表することにより ZEB の普及促進を図る。
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイトの認定や認定後の活動を引き続き支援するとともに、新たに企業版ふるさと納税を活用した支援を実施するなど、民間企業等と連携しながら自然共生サイトの認定を促進する。 ○ 豊かな自然がもたらす恵みの持続的な利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・海と大地の自然館を山陰海岸ジオパークの魅力発信、ツーリズムや知の拠点として活用し、エリア全体の認知度向上やアクティビティ参加者数の増加を図るとともに、再認定審査に向けた対策を講じる。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美しく賑わいのある水環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・各水質計画に基づいて流入負荷対策(下水道の整備、環境にやさしい農業の促進等)や湖内対策(覆砂、水生植物の保全等)を実施するとともに、ワイズユース(賢明な利用)を拡大し、三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の環境保全と利活用を促進する。 ○ 美しい星空が見える環境の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等への活用促進により、全国随一の美しい星空の保全・活用に係る機運醸成を図る。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の率先的な環境配慮経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「再エネ 100 宣言 RE Action」への参加を呼びかけ省エネ設備等の導入を支援するとともに、省エネ診断員の育成講座を実施し、県内企業の環境配慮経営を促進する。 ○ 学校・職場・地域等での環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関して知識や経験を有する方を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として学校や地域等で開催される環境学習会へ紹介し、実践的・主体的な環境学習の促進を図る。 ○ 人や社会、環境、地域に優しい商品・サービスの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・思いやり消費(エンカル消費)の普及に向け、啓発講座や啓発パネル・人形等の活用により認知度向上を図るとともに、思いやり消費を積極的に展開する事業者を支援することにより、持続可能でより豊かな暮らしへの転換を促す。

3 令和6年度版鳥取県環境白書の公開

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280> (令和6年9月16日掲載)

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン実績(R5 年度)

No.	指標名	目標 (令和 12 年度)	令和 5 年度実績
1	一人一日あたりの (ごみ) 排出量	895g/日・人	990 g/日・人 (令和 4 年度)
2	一般廃棄物のリサイクル率	35%	28.3% (令和 4 年度)
3	食品ロス食べきり協力店の登録数	300 件	195 件
4	プラごみ削減取組企業等の登録件数	100 件	62 件
5	温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算) (森林による CO ₂ 吸収量を差し引いたもの)	1,870 千トン (2013 年比 60%減)	3,460 千トン (2013 年度比 26.3%減) (令和 4 年度暫定値)
6	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている 特定事業者のうち温室効果ガスを 2013 年度 比 20%以上削減した企業の割合	90%	69.5% (令和 4 年度確定値)
7	需要電力における再生可能エネルギーの割 合	60%	41.3% (令和 4 年度確定値)
8	木造戸建住宅における健康省エネ住宅性能 基準適合住宅の着工割合	100%	38%
9	電気自動車 (EV、PHV) の普及率	5%	0.42% (令和 4 年度確定値)
10	運輸部門における温室効果ガス排出量	894 千 tCO ₂	1,090 千 tCO ₂ (令和 4 年度確定値)
11	「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物 種のリスト」掲載種の保護	絶滅危惧種から絶滅種へ の移行 (悪化) を可能な 限りゼロにする。	絶滅種移行 8 種 生息状況改善 76 種 (R4 年リスト改訂時)
12	60 歳未満の県内狩猟免許所持者	1,300 人	1,099 人
13	県の自然保護又は生物多様性保全の取組へ のボランティア参加者数	5,000 人/年	3,395 人
14	中海の水質 (COD)	4.0 mg/L	4.7 mg/L
15	湖山池の水質 (COD)	4.8 mg/L	6.2 mg/L
16	東郷池の水質 (COD)	4.4 mg/L	4.7 mg/L
17	環境マネジメントシステム ^{注 1)} の導入や環境 イニシアティブ ^{注 2)} への参画等の環境配慮経 営に取り組む企業数	250 社	122 社 (令和 5 年度確定値)
18	CSR 活動・アダプトプログラムの参加者数 (中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の 森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数)	15,000 人/年	8,214 人/年

注 1) 環境マネジメントシステム : ISO14001、エコアクション 21、TEAS 等

注 2) 環境イニシアティブ : 再エネ 100 宣言 RE Action、RE100 等

山陰海岸ジオパーク世界再認定審査結果について

令和6年9月 17 日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

9月9日に開催されたユネスコのジオパーク・カウンシル(審査会)において、山陰海岸ジオパークの世界再認定審査が行われ、4年間の完全再認定(グリーンカード)となりましたので、報告します。

なお、現時点では完全再認定ということしか判明しておらず、審議内容等詳細は、今後公表される予定です。

1 審査結果

再認定(グリーンカード)

2 現時点で判明している情報

＜現地審査員がユネスコへ提出した報告書＞

(1) 前回受けた指摘事項への対応に対する評価

前回指摘を受けた7つの事項について、そのほとんどについて完全に対応しているとして、「再認定(グリーンカード)」を推奨している。

指摘事項	評価
(1)地質物品の販売について	・完全に解決したわけではないが、この問題と指摘事項に対応するために、非常に重要で効果的な対策と活動を実施しており、 <u>2025年度以内に民間会社による地質物品の販売は停止する予定である。</u>
(2)運営組織の独立性強化	・ジオパークの新たな収入源について議論がされ、総会ではジオパーク運営のための法人を設立する議論が始まっており、 <u>指摘事項は履行されたと考える。</u>
(3)緊密なパートナーシップ関係の強化	・国立公園とジオパークは、様々な教育・普及活動で協力している。さらに、2023年8月以降、3つの観光地域づくり法人(DMO)と協定を締結し、旅行商品開発のための積極的な協力体制を整えており、 <u>この指摘事項も達成されている。</u>
(4)ユネスコロゴマークを適切に使用するためのガイドライン作成	・ジオパーク関連のロゴチェックリストを改訂し、早急に対策が講じられており、また、訪問したすべてのステークホルダー、すべての新しいパネルや看板等でロゴの適切な使用が確認された。 ・ <u>指摘事項に適切に対応されていると考える。</u>
(5)地域産品のブランド化認証システムの開発	・認証製品は、魚介類やその他の消耗品にも及んでいるが、認証基準と評価システムは完全には適用されておらず、 <u>この指摘事項はまだ完了していないと考える。</u>
(6)UGGpの中核施設へのジオパーク・コーナーの設置の検討と、既に存在する場合は、古い情報の更新	・ほとんどの施設にデジタルコーナーが設置され、ジオパークコンセプトに関する情報もうまく配置されており、 <u>この指摘事項にも適切に対応した。</u>
(7)ネットワーク活動への積極的な関与と活動レベルの向上	・再認定期間中、国際デーの祝典、国際会議への参加、他の UGGp との交流訪問を強化しており、 <u>この指摘事項は達成されたと考えられる。</u>

(2) グリーンカードが推奨された上で、6項目のレコメンデーション(提言)と3項目のサジェスチョン(提案)があった。

＜レコメンデーション＞

- i .地域やジオサイトの様々な価値の特定と、地質学的特徴ごとにグループ化するための詳細な調査が必要。
- ii .ジオパークの全領域での同じ標識や視認基準の適用するための努力、メインエントランスのゲートへのウェルカムボードの設置が必要。
- iii .現在、第二言語が併用されていない訪問者向け施設では、第二言語を併用すべき。※具体的な施設名は不明
- iv .教育プロジェクトや学校の教室を対象とした活動、インフォボード、印刷物、デジタル手段を使うことで、よりジオパーク教育の充実が図れる。
- v .パートナーシップは、小規模企業やビジネスへの拡大が可能。
- vi .2025年内の地質物品の販売の問題解決を約束する。

＜サジェスチョン＞

- i .山陰海岸国立公園の海洋境界線に合わせた海域へのエリア拡大の検討。
- ii .玄武洞のようなジオサイトの現象を理解しやすくするための道具の追加(磁場の反転を理解するためのコンパスや磁石の提供など)。
- iii .京丹後市で成功した地震災害に関するプログラムのジオパーク全域への適用。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場に係る要望について

令和6年9月17日
自然共生社会局循環型社会推進課

淀江産業廃棄物管理型最終処分場に関連して、以下のとおり県等へ要望があったため、その概要を報告する。

1 県内経済3団体から知事への要望

- (1) 要望日 令和6年9月6日(金)
- (2) 要望者 鳥取県商工会議所連合会 会長 児島 祥悟
鳥取県商工会連合会 会長 馬野 慎一郎
鳥取県中小企業団体中央会 会長 岩崎 陽一
※当日は、鳥取県商工会議所連合会の児島会長及び中山幹事長、鳥取県商工会連合会の澤専務理事、鳥取県中小企業団体中央会の本城専務理事が要望書を提出された。
- (3) 受取者 生活環境部長 若松 紀樹
- (4) 概要

県内の産業廃棄物管理型最終処分場について、県内経済団体から知事に一刻も早い県内設置を求める要望書が提出された。(同日、同じ内容で県議会議長へも要望された。)

<主な要望内容>

- ・県内事業者は、廃棄物の発生抑制や再利用を念頭に事業活動を展開しているが、現在の技術ではどうしても廃棄物として処理せざるを得ないものがある。
- ・管理型最終処分場で処理すべきものは、県内に処分場が無いため、県外での処理を余儀なくされているが、近い将来、県外最終処分場への搬出が出来なくなり、県内経済への重大な影響も懸念される。
- ・公益財団法人鳥取県環境管理事業センターによる最終処分場の計画の安全性等について厳格な審査を行い、一刻も早く管理型最終処分場が県内に設置されるよう格別のご尽力をいただきたい。

- (5) 県の対応
引き続き、専門家意見を伺いながら、期限は設けず厳格な審査を行う。

2 公益財団法人鳥取県環境管理事業センターから知事への要望

- (1) 要望日 令和6年9月9日(月)
- (2) 要望者 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター理事長 岡本 康宏
- (3) 受取者 生活環境部長 若松 紀樹
- (4) 概要

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例(以下「条例」という。)に基づく周辺整備事業交付金について、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から知事に、交付金限度額の増額を求める要望書が提出された。

<主な要望内容>

- ・条例に基づく周辺整備計画の策定に向けて関係自治会と協議を進め、これまでにすべての関係自治会から周辺整備事業に係る要望項目を提出いただいている。
- ・関係自治会から要望のあった周辺整備に係る事業費はセンターにおいて精査中であるが、その総額は条例に定める交付金限度額(2億円)を大幅に超える見込み
- ・関係自治会の周辺整備の要望が可能な限り実現できるよう、交付金限度額を増額していただきたい。

- (5) 県の対応
センターが計画する産業廃棄物管理型最終処分場について設置許可となった際に関係自治会の要望に対応できるように真摯に検討する。

令和6年度犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会の開催について

令和6年9月17日
くらしの安心推進課

国の犯罪被害給付制度等の見直しに係る検討状況が判明したことに伴い、「鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」（令和5年7月設置）で引き続き検討が必要とされていた県独自の経済的支援について、検討を再開したので報告する。

1 検討会の概要

- ・犯罪被害者支援に係る支援体制の強化、支援施策の充実等について検討するため、令和5年7月に設置し、令和6年2月に県において検討する事項に関する意見がとりまとめられた。
 - とりまとめを踏まえ、令和6年4月1日に「鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター」を開所するとともに、令和6年度当初予算において支援施策の充実を図った。
- ・とりまとめにおいて、経済的支援のあり方については、国の検討状況を踏まえて引き続き検討することが必要であるとの意見をいただいております。経済的支援の専門的知識を有する委員を新たに1名加え、検討を再開した。

【検討会委員】

委員名	所属
大岡 由佳 氏 (座長)	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 准教授
川本 哲郎 氏 (新)	(元)同志社大学法学部 教授
北野 彬子 氏	鳥取県弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長
谷口 恭子 氏	鳥取市人権政策局長兼人権推進課長
田村 真一 氏	鳥取県臨床心理士会
徳田さよ子 氏	被害者遺族/なごみの会 (犯罪被害者自助グループ)
本郷由美子 氏	被害者遺族

[事務局] 生活環境部犯罪被害者総合サポートセンター

【令和6年度の主な検討事項】

国の検討を踏まえた県独自の経済的支援のあり方

2 令和6年度第1回検討会の開催結果

(1) 日 時 令和6年9月11日 (水) 9:30~11:30

(2) 場 所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

(3) 主な意見

- ・被害者には様々なケースが想定されるので、支援に当たっては例外を設けることや、被害の程度等による段階的な支援も必要ではないか。
- ・被害者家族のうち子どもに対する支援の視点も必要である。
- ・弁護士費用は負担になることが多いため、資力要件の設定に反対する。資力要件を設けるのであれば、対象範囲をできるだけ広くして欲しい。
- ・経済的な支援も国・県・市町村が一体となっていく必要がある。

3 今後のスケジュール

第2回検討会 10月中旬、年内を目途に意見のとりまとめを予定

<参 考>

1 犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会とりまとめ(令和6年2月)の概要(経済的支援のあり方)

- 予期しない費用負担により経済的に困窮すること、家事もできなくなることを踏まえた次の支援の検討
 - ・高額治療費、通院費、生活支援などの費用に充てられる支援金(できる限り迅速に給付)
 - ・被害直後の緊急的に必要な医療処置の提供、配食サービス・家事・介護等の生活支援の提供 [対応済]
- 着手金等の弁護士費用、損害賠償請求の時効停止のための民事訴訟手続費用等の長期的な支援の検討

2 国における検討結果

(1) 犯罪被害給付制度の見直し(法律施行令の一部改正(令和6年6月14日公布、6月15日施行))

① 各給付金の支給最低額の一律引上げ

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ、同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げる。

【遺族給付基礎額】 現行の最低額 3,200円 ⇒ 6,400円

【障害給付基礎額】 " 3,600円 ⇒ 5,900円

【休業加算基礎額】 " 2,200円 ⇒ 3,200円

② 遺族自身にも影響が生じることを踏まえた加算の新設

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算(4,200円)を新設
※①、②により、実給付額ベースでの給付水準を大幅に引上げる。

(2) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設(改正総合法律支援法の成立(令和6年4月24日公布、2年以内に施行))

一定の犯罪被害者等であって、必要な費用の支払いにより生活の維持が困難となるおそれがある者を包括的かつ継続的に援助するため、刑事手続きへの適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務等を契約弁護士等が行う。

西部総合事務所環境建築局における個人情報の漏えいについて

令和6年9月17日
西部総合事務所環境建築局

当局職員が事業者にメールを送信した際、個人情報を誤って入力し、個人情報が漏えいする事案が発生したので報告する。

個人情報が漏えいした相手方に対しては、状況の説明と謝罪を行った。今後、同様の事案が起きないように再発防止策を講じ、個人情報の適切な管理を徹底する。

1 事案の概要

大気汚染防止法に基づく、アスベスト調査の報告内容を確認するにあたり、当局職員が事業者（1社）に対し、メールの「件名」欄に当該事業者と関わりのない個人情報を誤って入力し、送信した。

[個人情報漏えいの原因]

- ・メール送信時、複数人による確認を行わなかった。
- ・他事業者宛てのメールをコピーして、メールを作成したことが誤送信につながった。

2 漏えいした個人情報

居住地（地番を含まず大字まで）、氏名及び工事名（2名分）

3 経緯

【8月30日（金）】

- ・メールの送信。（個人情報の漏えい発生）[午後3時3分]
- ・送信後直ぐに気が付き、送信先の事業者にメールの削除を依頼し、事業者から削除した旨を確認。（未開封）[午後3時25分]
- ・漏えいした個人情報は他事業者（以下「報告事業者」という。）から報告されたものであることから、まず、報告事業者経由で顧客に連絡することになった。

【8月31日（土）】

- ・報告事業者の了解のもと、個人情報が漏えいした顧客（個人）2名に連絡が可能となり、1名について、状況の説明と謝罪を行った。

【9月1日（日）】

- ・残りの1名に、状況の説明と謝罪を行った。

4 今後の対応（再発防止策）

- ・個人情報を含むメールの送信時には、複数人による確認を行うなど、個人情報を扱う際の手順を徹底する。
- ・定型文のメールを送信する機会が多いため、ノーツの機能にあるステーションナリー(定型文)を活用する。
- ・今回の事案を職員全員で情報共有し、改めて個人情報の適切な管理について徹底する。